

議案第 16 号

令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度千早赤阪村の下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 39,918 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 245,227 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 5 日提出

千早赤阪村長 南本 斎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		26,000	△10,850	15,150
	1 国庫補助金	26,000	△10,850	15,150
4 繰入金		136,348	△14,368	121,980
	1 繰入金	136,348	△14,368	121,980
6 村債		74,500	△14,700	59,800
	1 村債	74,500	△14,700	59,800
歳入合計		285,145	△39,918	245,227

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		168,240	△39,918	128,322
	1 下水道総務費	24,606	△49	24,557
	2 下水道建設費	72,223	△28,519	43,704
	3 下水道管理費	71,411	△11,350	60,061
歳 出 合 計		285,145	△39,918	245,227

第 2 表 地 方 債 補 正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
				資 金 分 区	償 還 期 限	左のうち 据置期間	償 還 方 法	そ の 他
公共下水道事業	千円 32,600	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 5.0 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合は、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政 府 地方公共団 体金融機構 そ の 他	年以内 30	年以内 5	半年賦又は 年賦元利均 等、元金均 等又は満期 一括償還	政府資金につ いては、その融 資条件により、 その他の場合 には、その債 権者と協定す るものによる。 ただし、村財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、もし くは繰上償還 又は借換えす ることができる。
流域下水道事業	4,100							

補			正		後		
限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
			資 金 区 分	償 還 期 限	左のうち 据置期間	償 還 方 法	そ の 他
千円	補正前のとおり						
18,100							
3,900							

補正前のとおり

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費	168, 240	△39, 918	128, 322
歳 出 合 計	285, 145	△39, 918	245, 227

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
△10,850		△14,700		△14,368
△10,850		△14,700		△14,368

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費国庫補助金	26,000	△10,850	15,150
計	26,000	△10,850	15,150

(款) 4 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	136,348	△14,368	121,980
計	136,348	△14,368	121,980

(款) 6 村債

(項) 1 村債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道債	74,500	△14,700	59,800
計	74,500	△14,700	59,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 下水道費補助金	△10,850	社会資本整備総合交付金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△14,368	一般会計繰入金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 公共下水道事業債	△14,500	公共下水道事業債
2 流域下水道事業債	△200	流域下水道事業債

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	24,606	△49	24,557					△49
計	24,606	△49	24,557					△49

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道建設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
				特 定 財 源				
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 下水道建設費	68,065	△28,519	39,546	△10,850		△14,500		△3,169
2 流域下水道建設費	4,158	0	4,158			△200		200
計	72,223	△28,519	43,704	△10,850		△14,700		△2,969

(款) 1 下水道費

(項) 3 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 公共下水道管理費	28,701	△3,350	25,351					△3,350
2 流域下水道管理費	42,710	△8,000	34,710					△8,000
計	71,411	△11,350	60,061					△11,350

下水道事業特別会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△1	職員人件費 △49
3 職員手当等	△48	一般職給 △1
		職員手当等 △48

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	△12,438	下水道建設費 △28,519
14 工事請負費	△16,081	下水道管移設検討業務委託料 △3,850
		下水道実施設計委託料 △8,588
		污水管渠布設等工事 △16,081

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△200	公共下水道維持管理費 △3,350
11 役務費	△150	光熱水費 △200
12 委託料	△3,000	通信運搬費 △150
		施設維持管理委託料 △3,000
18 負担金、補助及び交付金	△8,000	処理場維持管理費 △8,000
		流域下水道維持管理負担金 △8,000

給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計
	(人)	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	1(0)	-	2,773	2,199	4,972	866	5,838
補正前	1(0)	-	2,774	2,247	5,021	866	5,887
比 較	0(0)	-	△ 1	△ 48	△ 49	0	△ 49

※ 職員数欄()内は、暫定再任用短時間職員、任期付短時間職員及びパートタイム会計年度任用職員数を外書き

※ 職員手当は児童手当を除く

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当
	補正後	0	167	-	-	190	-
	補正前	0	167	-	-	190	-
	比 較	0	0	-	-	0	-
	区 分	時間外 勤務手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉 手当	単身赴任 手当	退職手当	
	補正後	746	-	1,096	-	-	
	補正前	746	-	1,144	-	-	
	比 較	0	-	△ 48	-	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計
	(人)	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	1(0)	-	2,773	2,199	4,972	866	5,838
補正前	1(0)	-	2,774	2,247	5,021	866	5,887
比 較	0(0)	-	△ 1	△ 48	△ 49	0	△ 49

※ 職員数欄()内は、暫定再任用短時間職員及び任期付短時間職員を外書き

※ 職員手当は児童手当を除く

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当
	補正後	0	167	-	-	190	-
	補正前	0	167	-	-	190	-
	比 較	0	0	-	-	0	-
	区 分	時間外 勤務手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉 手当	単身赴任 手当	退職手当	
	補正後	746	-	1,096	-	-	
	補正前	746	-	1,144	-	-	
	比 較	0	-	△ 48	-	-	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計
	(人)	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	-	-	-	-	-	-	-
補正前	-	-	-	-	-	-	-
比 較	-	-	-	-	-	-	-

※ 職員数欄()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

※ 職員手当は児童手当を除く

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当
	補正後	-	-	-	-	-	-
	補正前	-	-	-	-	-	-
	比 較	-	-	-	-	-	-
	区 分	時間外 勤務手当	管理職特別 勤務手当	期末手当	単身赴任 手当	退職手当	
	補正後	-	-	-	-	-	
	補正前	-	-	-	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 全職員

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分		
		その他の増減分		
給 料	△ 1	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 1 異動等による減	△ 1
職員手当	△ 48	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 48 異動等による減	△ 48

イ 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△ 1	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 1 異動等による減	△ 1
職員手当	△ 48	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 48 異動等による減	△ 48

ウ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分		
		その他の増減分		
職員手当	-	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		職員数	行 政 職	職員数	任期付職員
補正後	平均給料月額 (円)	1	231,083	-	-
	平均給与月額 (円)		260,833		-
	平均年齢 (歳)		35歳0月		-
補正前	平均給料月額 (円)	1	231,167	-	-
	平均給与月額 (円)		260,917		-
	平均年齢 (歳)		34歳9月		-

※ 任期付職員とは、一般職の職員の給与に関する条例第3条の3給料表の適用を受ける職員【以下同じ】

※ 平均給与月額は、給料、職員手当（扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当）の平均値

イ 初任給

区 分	行政職 (円)	国の制度 (円)
		行政職 (円)
高校卒	166,600	166,600
大学卒	196,200	196,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			任期付職員		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後	7	0	0.0	7	-	-
	6	0	0.0	6	-	-
	5	0	0.0	5	-	-
	4	0	0.0	4	-	-
	3	0	0.0	3	-	-
	2	1	100	2	-	-
	1	0	0.0	1	-	-
	計	1	100	計	-	-
補正前	7	0	0.0	7	-	-
	6	0	0.0	6	-	-
	5	0	0.0	5	-	-
	4	0	0.0	4	-	-
	3	0	0.0	3	-	-
	2	1	100	2	-	-
	1	0	0.0	1	-	-
	計	1	100	計	-	-

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行 政 職	主事、技師、主事補又は技師補の職務	相当の経験を必要とする主事又は技師の職務	主査の職務	係長の職務	課長代理の職務	課長の職務	部長の職務
任期付職員	主事又は技師の職務	相当の経験を必要とする主事又は技師の職務	主査の職務	係長又は相当の経験を必要とする主査の職務	課長代理の職務	課長の職務	—

※4級は係長級を含む

エ 昇給

(単位：人)

区 分			代表的な職種
			行 政 職
補正後	職 員 数 (A)		1
	昇給に係る職員数 (B)		1
	号級数別 内訳	1号級	0
		2号級	0
		3号級	0
		4号級	1
		5号級	0
		6号級	0
	比率 (B) / (A) (%)		100%
補正前	職 員 数 (A)		1
	昇給に係る職員数 (B)		1
	号級数別 内訳	1号級	0
		2号級	0
		3号級	0
		4号級	1
		5号級	0
		6号級	0
	比率 (B) / (A) (%)		100%

オ 期末手当・勤勉手当

(単位：月分)

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上による段階、職務の 級等による加算措置
	6月	12月		
補正後	(1.15)	(1.2)	(2.35)	有
	2.2	2.3	4.5	
補正前	(1.15)	(1.2)	(2.35)	有
	2.2	2.3	4.5	
国の 制度	(1.15)	(1.2)	(2.35)	有
	2.2	2.3	4.5	

※ () は暫定再任用職員の支給率

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

(単位：月分)

区 分	20年勤続 の者	25年勤続 の者	35年勤続 の者	最高限度	その他の加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 *2%~20% 加算
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 *2%~45% 加算

キ 地域手当

支給対象地域	全地域
支給率	6%
支給対象職員数	1人
国の指定基準に基づく支給率	6%

ク 特殊勤務手当

支給総額に対する比率	-
支給対象職員の比率	-
代表的な特殊勤務手当の名称	-

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同
扶養手当	同じ
住居手当	同じ
通勤手当	同じ